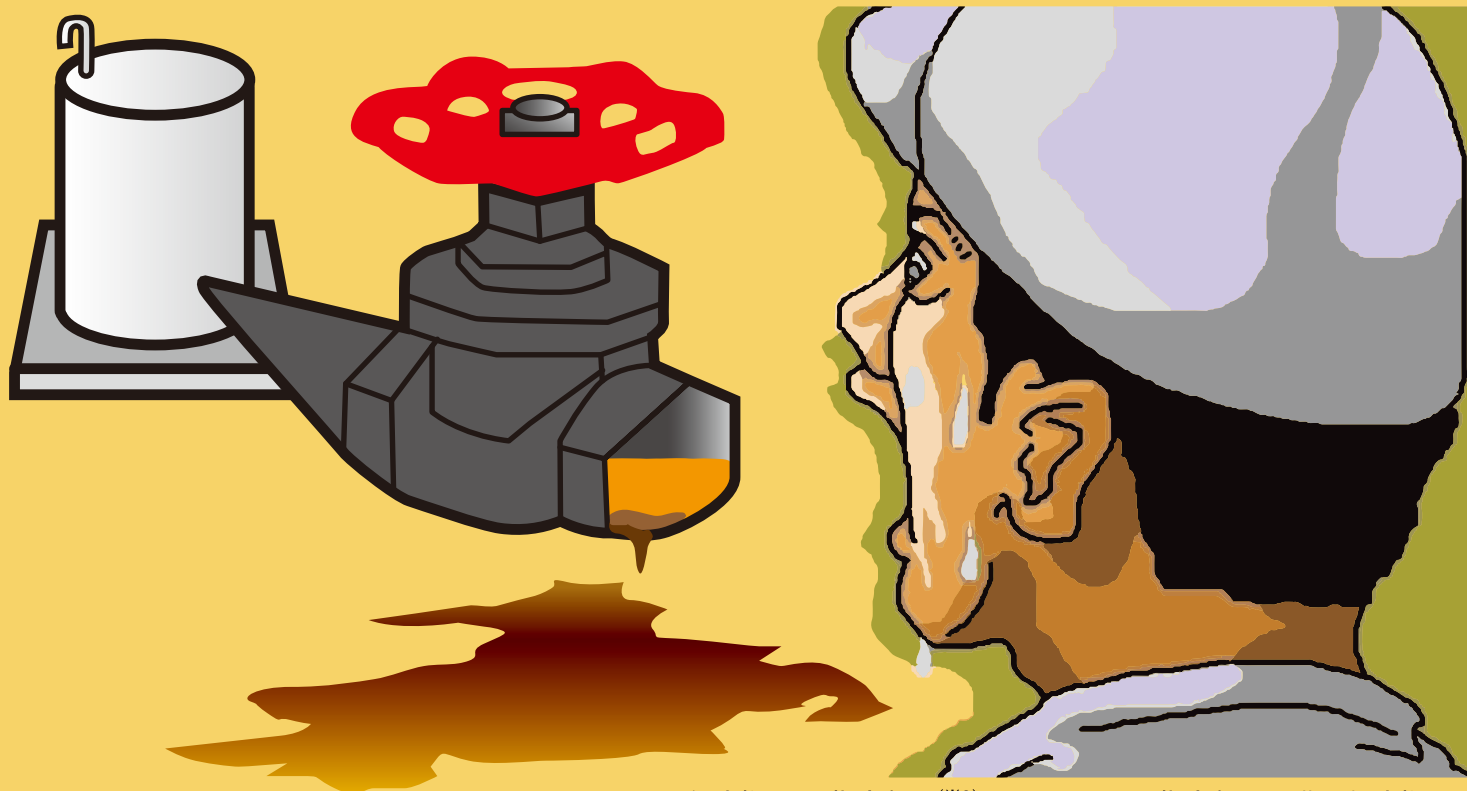


日常点検 を実施しましょう！！

～少量危険物^(※1)施設がある事業所の皆さまへ～



(※1) 少量危険物とは、指定数量^(※2)の5分の1以上指定数量未満の危険物のこと

少量危険物施設に潜む事故

事故事例1〔点検不良による流出〕

少量危険物屋内タンクの水抜きバルブが緩んでいたことにより、当該バルブから重油が漏れ、タンク室の土間の亀裂部分から地中に流出した。

事故事例2〔腐食による流出〕

少量危険物地下タンクの送油管（地下埋設部分）が腐食等により穴があき、重油が地中に流出した。

ひとたび危険物の流出などが起これば、**火災が発生するおそれのある**ほか、下水管からの拡大などにより**周辺の住民に大きな影響**を及ぼします。

少量危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、大阪市火災予防条例で定められ、これらを適正に維持管理するためには、始業前、作業中及び終業時等に「**日常点検**」を実施することが重要になります。「**日常点検**」により、**施設の異常を早期に発見し**、危険物の流出事故等を防止しましょう！！



大阪市消防局

日常点検表

【少量危険物施設 基本の3項目】

点検項目		点検内容	チェック欄
1	施設	整理整頓を行い、不必要な物件を置いていないか。	☐
		ためます、油分離槽に危険物はないか。	☐
		防油堤、土間に危険物や亀裂はないか。	☐
2	危険物 取扱設備	危険物の漏れ、にじみはないか。	☐
		異音、異臭はないか。	☐
		配管接続部のフランジ、ボルト等に緩みはないか。	☐
3	タンク 〔地下 屋内 屋外〕	タンク本体及び危険物配管に漏れ、にじみはないか。	☐
		タンク本体及び危険物配管に変形、腐食はないか。	☐
		在庫管理に異常はないか。	☐
		漏えい検知管による検査を実施し、危険物の付着がないか。	☐
		バルブ等に緩みはないか。	☐

※ この点検表は、大阪市火災予防条例の規定に基づき、危険物流出事故等を早期に発見するための基本的な項目となっています。施設の形態等に応じて項目を追加するなどして、効果的な点検を行ってください。

日常点検の留意事項

1. 日常点検は、施設形態や管理体制等を考慮し、無理のない計画により**継続的**に行うことが重要です。
2. 日常点検により漏れ等が見つかれば、速やかにお近くの消防署に連絡してください。

品名・数量を厳守してください！

「少量危険物貯蔵、取扱届出書」により**届出をした危険物の品名・数量を守り**、適正な場所で貯蔵・取扱いをしてください。

貯蔵・取扱数量が**指定数量（※2）以上**となる場合は、許可が必要となるため、必ずお近くの消防署にご相談ください。（（※2）指定数量とは、危険物の規制に関する政令別表第3に定める数量のこと）

お問い合わせは、お近くの消防署までお願いします。

大阪市消防局 予防部 規制課

〒550-8566

大阪市西区九条南1-12-54

TEL 06-4393-6252

印刷用の紙にリサイクルできます